

## 令和5年度 千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者 選考における新型コロナウイルス感染症対策にかかる追加措置について

出願した者のうち新型コロナウイルス感染症の影響により受検ができなかった者に対して、令和5年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考要項（以下、入学者選考要項という。）の規定に基づき、受検機会確保の観点から特例選考を実施するための必要な事項を定める。

### 第1 令和5年度千葉県県立特別支援学校高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）入学者選考における特例選考の実施について

#### 1 入学者選考（本選考及び追選考）の受検について

志願者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は、濃厚接触者等（別記1）となった場合は、療養期間（別記2）が解除となるまで受検を不可とする（以下、「受検不可の志願者」という。）。ただし無症状の濃厚接触者等については、別記3にある要件を全て満たしていれば、別室での受検を認める。

本選考の受検不可の志願者が、追選考及び第2次募集選考実施前に療養期間が解除となった場合は、追選考及び第2次募集選考の受検を可とする。

#### 2 特例選考の受検について

1の受検不可の志願者は、特例選考を受検することができるものとする。特例選考の具体は、以下3に定める。

ただし、第2次募集選考を受検し、入学許可候補者となった者（以下、「2次合格者」という。）は、受検できないこととする。

#### 3 特例選考

##### （1）定員の取扱い及び要件

令和5年度千葉県県立特別支援学校高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）募集定員とは別に、概ね各学校の学級数相当の人数とする。

##### （2）受検資格

1の受検不可の志願者で特例選考の受検希望があり、療養期間が解除となった者とする。

ただし、第2次募集選考合格者は、受検できないこととする。

(3) 受検手続

受検手続については、「令和5年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考 IV高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）6 追選考」に準ずるものとする。

また、特例選考の受検を希望しない場合又は、第2次募集選考合格者となった場合は、「志願取消届」（入学者選考要項 様式16）により受検しない旨を志願した特別支援学校に申し出ることとする。

(4) 選考日 令和5年2月7日（火）

(5) 選考会場

志願した特別支援学校

(6) 選考方法

学力検査（国語・数学・理科・社会）を50分間で実施する。なお、国語の内容は、放送による聞き取り問題を含む。作業能力検査、運動能力検査及び面接については、当該特別支援学校長が別に定める。

(7) 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和5年2月8日（水）午後3時に、入学者選考会場となった各特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。

(8) 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和5年2月14日（火）までに入学確約書（入学者選考要項 様式20）を志願した特別支援学校の校長に提出するものとする。

## 第2 令和5年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考（第1を除く）における特例選考の実施について

### 1 入学者選考（本選考及び追選考）の受検について

志願者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は、濃厚接触者等（別記1）となった場合は、療養期間（別記2）が解除となるまで受検を不可とする（以下、「受検不可の志願者」という。）。ただし無症状の濃厚接触者等については、別記3にある要件を全て満たしていれば、別室での受検を認める。

本選考の受検不可の志願者が、追選考及び第2次募集選考実施前に療養期間が解除となった場合は、追選考及び第2次募集選考の受検を可とする。

### 2 特例選考の受検について

1の措置により、入学者選考（本選考及び追選考）の受検が不可となった者は、3の特例選考を受検することができるものとする。

### 3 特例選考

#### （1）受検資格

1の受検不可の志願者で特例選考の受検希望があり、療養期間が解除となった者とする。

#### （2）受検手続、選考日、選考方法、入学許可候補者の発表及び通知、入学の確約日程及び方法等については当該特別支援学校の校長が別に定める。

なお選考日については、本選考から2週間以上あけて実施することとする。

## 第3 その他

1 その他、特例選考の実施等において必要な事項は、特別支援教育課長が定めることとする。

2 新型コロナウイルス感染症にかかる取扱いについて、変更が生じた場合は、速やかに公表するものとする。

別記1 濃厚接触者等には、保健所等が特定した「濃厚接触者」のほか、医師や保健所の指示等により、新型コロナウイルス感染症を診断するためのPCR検査等の対象となった「感染が疑われる者」、保健所による濃厚接触者の特定を含む積極的免疫学調査は実施されないが、学校において特定した「感染リスクの高い者」を含む。

別記2 令和4年9月9日付け教保第785号「新型コロナウイルス感染症の患者に対す

る療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の変更等について」に基づく療養期間とする。

別記3 入学者選考（本選考及び追選考）において、無症状の濃厚接触者が別室での受検を認められる際の要件。以下（1）～（3）の全てを満たしていること。

- （1）PCR検査等の結果、陰性であること。（検査結果が判明するまでは受検不可とし、その者については追選考を受検する）
- （2）受検当日も無症状であること。
- （3）公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと。